

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類  
(吸収分割に係る事前開示事項)

2023 年 12 月 22 日

株式会社ガイアックス

# 吸収分割に係る事前開示書面

2023年12月22日

株式会社ガイアックス  
代表執行役 上田裕司

当社（以下「分割会社」といいます。）は、スナップマート株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2024年2月1日を効力発生日として、ジェニックラボ事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

つきましては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき、次のとおり開示いたします。

- 1 吸収分割契約の内容  
別紙1のとおりです。
- 2 分割対価の相当性に関する事項  
本件吸収分割に際しては、承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、株式の割当て、その他金銭等の対価の交付は行いません。
- 3 分割型吸収分割に関する事項  
該当事項はありません。
- 4 分割会社の新株予約権の対価の定めに関する事項  
該当事項はありません。
- 5 承継会社に関する事項
  - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容  
別紙2記載のとおりです。
  - (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。
- 6 分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。
- 7 効力発生日以後における分割会社の債務及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項  
分割会社及び承継会社は、本件吸収分割により分割会社が承継会社に承継させ

る予定の資産及び負債の額等を考慮し、本件吸収分割後に予想される分割会社及び承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況及びキャッシュフローについて検討した結果、その債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。したがって、本件吸収分割効力発生日以後の分割会社及び承継会社の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

8 吸収分割契約等備置開始日後効力発生日までの間に、上記に変更が生じたときにおける変更後の当該事項

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以 上

別紙 1 吸収分割契約書



## 吸収分割契約書

株式会社ガイアックス（東京都千代田区平河町二丁目5番3号。以下「甲」という。）及びスナップマート株式会社（東京都千代田区平河町二丁目5番3号。以下「乙」という。）は、ジェニックラボ事業（以下「本件事業」という。）の吸収分割に関し、次のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割により、第6条に定める効力発生日（以下「効力発生日」という。）をもって、本件事業を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本件吸収分割」という。）。

### 第2条（承継する権利義務）

- 1 乙は、本件吸収分割により、別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務を効力発生日において甲から承継する。
- 2 本件吸収分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受の方法によるものとし、甲は、効力発生日以降、乙が本件吸収分割により承継した債務については責任を免れる。

### 第3条（本件吸収分割の対価）

乙は、本件吸収分割に当たり、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

### 第4条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本件吸収分割に当たり、資本金及び準備金を増加しない。

### 第5条（吸収分割承認）

- 1 甲は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件吸収分割を行う。
- 2 乙は、会社法第796条第1項の定めに従い、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件吸収分割を行う。

### 第6条（吸収分割の効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日は、2024年2月1日とする。但し、吸収分割手続の進行に応じ必要があると認められるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

### 第7条（善管注意義務）

甲は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって、本件事業にかかる業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらか

じめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件事業について、競業避止義務を一切負わないものとする。

第9条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件吸収分割に関し必要な事項は、甲乙が協議の上決定する。

[以下余白]

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2023年11月17日

甲 東京都千代田区平河町二丁目5番3号  
株式会社ガイアックス  
代表執行役 上田 祐司



乙 東京都千代田区平河町二丁目5番3号  
スナップマート株式会社  
代表取締役 中村 真奈



別紙

### 承継権利義務明細表

乙は、本件吸収分割により、効力発生日における甲の本件事業に属する次の資産、負債その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2023年10月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

#### 1. 承継資産（2023年10月31日現在）

（単位：百万円、単位未満切捨て）

科目	金額	主な内容
流動資産	15	本件事業にかかる流動資産
固定資産	0	本件事業にかかる固定資産
合計	16	

#### 2. 承継負債（2023年10月31日現在）

（単位：百万円、単位未満切捨て）

科目	金額	主な内容
流動負債	10	本件事業にかかる流動負債
固定負債	0	本件事業にかかる固定負債
合計	10	

#### 3. その他の契約関係及び権利義務

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する一切の契約及び権利義務。但し、本件事業に従事する甲の従業員と甲との間の雇用契約及び同契約に基づく権利義務その他甲乙で別段の合意がなされたものを除く。

以上



第7期決算公告

東京都千代田区平河町二丁目5番3号

スナップマート株式会社

代表取締役 中村 真奈

貸借対照表の要旨（令和4年12月31日現在）

科 目		金額(千円)
資 産 部	流動資産	53,656
	固定資産	172
	合計	53,828
負 債 及 び 純 資 産 の 部	流動負債	52,216
	固定負債	50,000
	株主資本	△48,388
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	△88,388
	その他利益剰余金	△88,388
	(うち当期純損失)	(21,446)
	合計	53,828